

令和5年度

# 事業概要

国土交通省 近畿地方整備局

兵庫国道事務所

# 目次

I. 事務所の概要 .....	1
1. 沿革 .....	1
2. 管理区間 .....	1
3. 組織 .....	2
4. 事業箇所図（改築事業等） .....	3
II. 事業の概要 .....	4
1. 改築事業 .....	4
2. 交通結節点事業 .....	15
3. 無電柱化推進事業 .....	16
4. 共同溝事業 .....	17
5. 交通安全対策事業 .....	18
6. 沿道環境改善事業 .....	21
7. 維持修繕事業 .....	22
III. 防災情報 .....	25
IV. 国道43号沿道環境改善に向けた取り組み .....	26
V. 土木営繕 .....	28

# I. 事務所の概要

## 1. 沿革

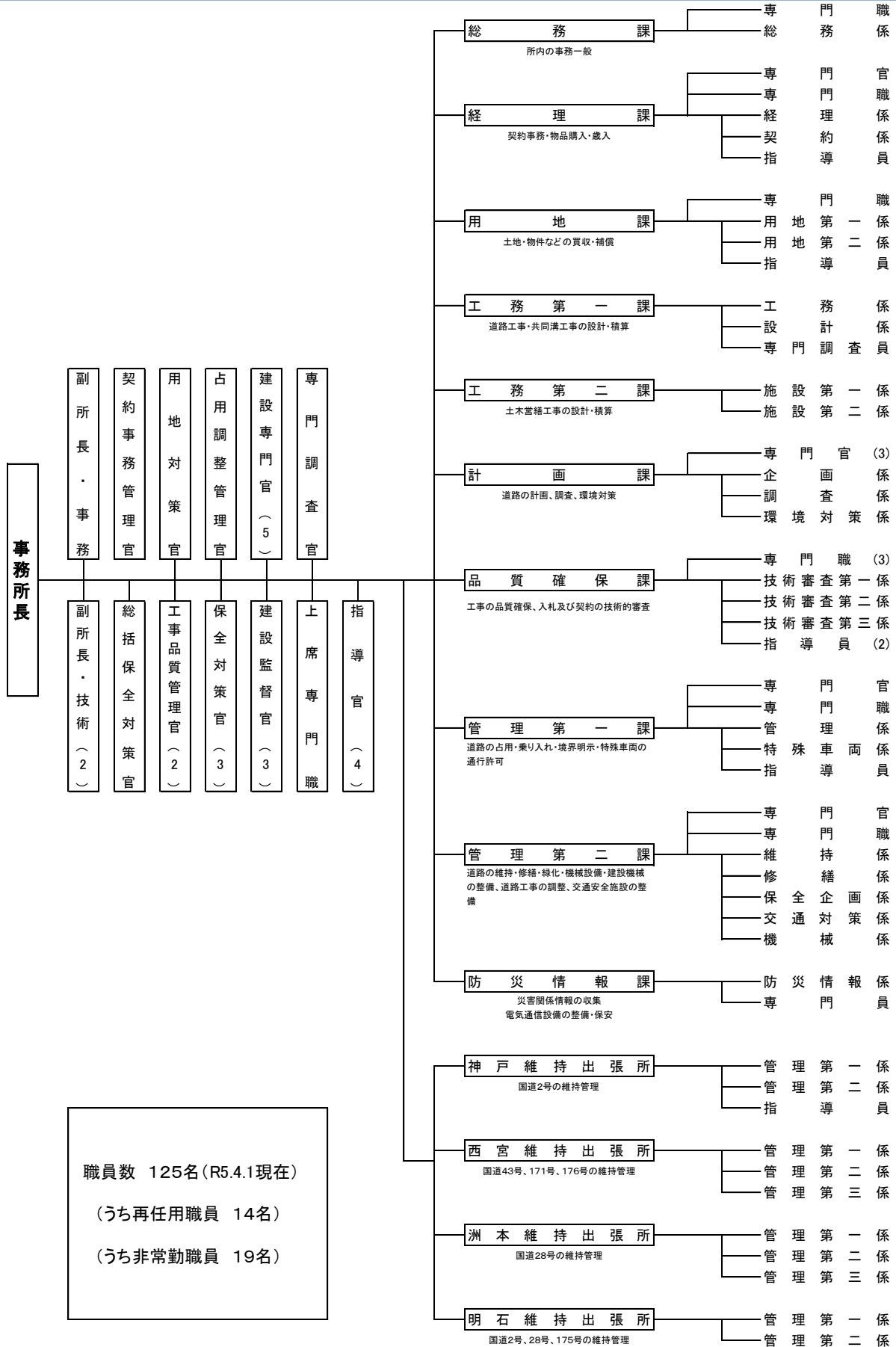
1966	昭和41年	4月	建設省近畿地方建設局兵庫国道工事事務所発足。国道2号、28号、29号の維持管理のため近畿地方建設局で初めての国道管理事務所として、神戸市生田区(現中央区)相生町5丁目に開設。	1995	平成 6年10月	公園課を設置。	
		5月	合わせて、明石、洲本維持出張所を設置、また姫路工事事務所(現姫路河川国道事務所)所管の神戸、姫路、山崎出張所が所管換えとなる。		平成 7年 4月	阪神・淡路大震災による被災復旧のため震災復旧対策室を設置。	
	昭和43年	4月	事務所を神戸市葦合区(現中央区)吾妻通3丁目に移転。		7月	国営明石海峡公園工事事務所(現国営明石海峡公園事務所)に公園業務を引継ぐ。	
		6月	国道43号の管理を第二阪神国道工事事務所から引継ぐと共に、西宮維持出張所を設置。		平成 9年 4月	公園課を廃止。	
	昭和44年	4月	管理課を廃止し、管理第一課、管理第二課を設置。		平成 10年 3月	震災復旧対策室、復興工務課、復興工事課、復興調査課を廃止。	
	昭和45年	4月	国道171号の管理を第二阪神国道工事事務所から引継ぐ。		4月	国道2号「神戸西バイパス」の管理を阪神国道工事事務所より引継ぐ。	
	昭和48年	4月	調査課、用地課を設置。		平成 11年 4月	国道175号(水上町)の管理を兵庫県から引継ぐ。	
	昭和50年	4月	国道2号「浜手バイパス」(以西)と国道29号を姫路工事事務所(現姫路河川国道事務所)に管理移管。		平成 13年 1月	国土交通省近畿地方整備局兵庫国道工事事務所組織改称。	
		4月	合わせて、姫路、山崎維持出張所を同事務所へ移管。		平成 15年 4月	兵庫国道事務所に名称変更。	
	昭和52年	4月	交通対策課を設置。		平成 17年 4月	国道483号春日和田山道路(水上IC～春日IC)2車線暫定供用し、管理を豊岡河川国道事務所に引継ぐ。	
1970	昭和57年	4月	国道176号(宝塚市～西宮市)の管理を兵庫県から引継ぐ。	2006	平成 18年 4月	国道483号春日和田山道路(遠阪トンネル有料道路～水上IC)2車線暫定供用し、管理を豊岡河川国道事務所に引継ぐ。	
	昭和58年	4月	共同溝課を設置。		平成 19年 4月	計画課を設置。	
	昭和60年	4月	庶務課を総務課に名称変更。		平成 20年 4月	共同溝課、機械課、電気通信課を廃止し、品質確保課、道路工事調整課、防災情報課を設置。	
	昭和61年	10月	国道2号「浜手バイパス」の管理を阪神国道工事事務所より引継ぐ。		平成 22年 4月	阪神国道事務所廃止に伴い、国道2号「神戸西バイパス」、国道176号「名塩道路」の事業を引継ぐ。	
	昭和63年	4月	国道176号(西宮市)の管理を兵庫県から引継ぐ。			工務課を廃止し、工務第一課、工務第二課を設置。	
	1991	平成 3年	4月		用地課を廃止し、用地第一課、用地第二課を設置。	平成 23年 3月	道路工事調整課を廃止。
		平成 5年	1月		事務所を神戸市中央区吾妻通3丁目から現在の中央区波止場町に移転。	平成 24年 4月	用地第二課を廃止し、用地第一課を用地課に名称変更。
			4月		公園計画業務に着手、国営明石海峡公園の事業化。	平成 27年 4月	調査課、交通対策課を廃止。

## 2. 管理区間

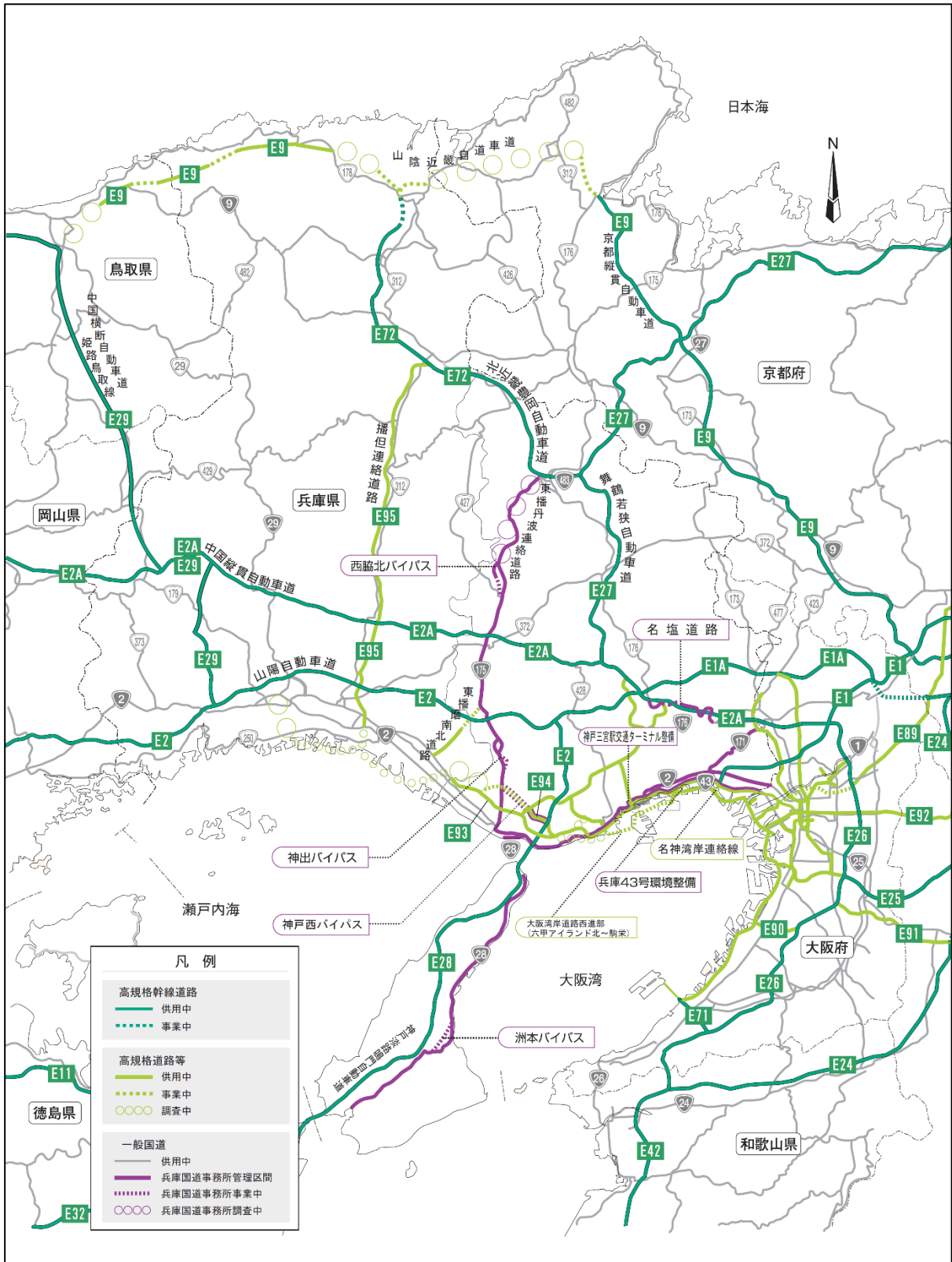
路線名	管理区間	延長(km)	担当出張所				備考
			神戸	洲本	西宮	明石	
2	起 大阪市西淀川区佃 終 神戸市西区玉津小山	52.5	44.7			7.8	
	起 神戸市中央区浜辺通 終 神戸市中央区東川崎町	(2.8)	(2.8)				
	起 神戸市垂水区小東山 終 神戸市西区伊川谷町別府	(4.4)			(4.4)		
28	起 神戸市西区榎谷町菅野 終 神戸市西区榎谷町菅野	(1.1)			(1.1)		
	起 明石市大蔵八幡町 終 明石市中崎	2.4			2.4	2号と重複 14.3km	
	起 淡路市岩屋 終 南あわじ市福良	53.1		53.1			
43	起 淡路市岩屋 終 淡路市岩屋	1.0		1.0			
	起 尼崎市東本町 終 神戸市灘区岩屋南町	20.2			20.2		
171	起 尼崎市豊島南 終 西宮市和上町	11.6			11.6	2号と重複 14.2km	
	起 神戸市西区玉津町小山 終 丹波市水上町横田	59.1			59.1	2号と重複 3.7km	
175	起 神戸市西区神出町宝勢 終 神戸市西区神出町小東野	(4.2)			(4.2)		
	起 西脇市寺内天神 終 西脇市黒田庄町大門	(2.1)			(2.1)		
176	起 西宮市山口町下山口 終 宝塚市栄町	12.3			12.3		
	起 西宮市塩瀬町名塩 終 西宮市塩瀬町名塩	(1.7)			(1.7)	尼崎谷地区 木之本地区 I工区	
合計		228.5	47.5	54.2	45.8	81	

※四捨五入の関係で合計と合わない場合がある ※表中の( )は内数である

### 3. 組織



#### 4. 事業箇所図（改築事業等）



## II. 道路事業

### 1. 改築事業

#### ■国道2号 神戸西バイパス (専用部：12.5km、一般部：8.4km)

##### 事業概要

神戸西バイパスは、神戸淡路鳴門自動車道の垂水<sup>たるみ</sup>ジャンクションから第二神明道路の石ヶ谷<sup>いしがたに</sup>ジャンクションに至る延長12.5kmのバイパス事業です。第二神明道路の交通混雑の緩和や本州四国連絡道路の開通に伴う自動車交通需要への対処や西方向のアクセス確保に対応することを目的とし、昭和63年度に事業化を行いました。

平成10年4月に、垂水<sup>たるみ</sup>ジャンクションから永井谷<sup>ながいだに</sup>ジャンクションまでの専用部5.6kmを第二神明道路北線として供用、併せて一般部の学園南ICから都市計画道路永井谷前開線<sup>ながいだにぜんかい</sup>までの4.4kmを供用しました。

平成30年3月には、永井谷<sup>ながいだに</sup>ジャンクションから石ヶ谷<sup>いしがたに</sup>ジャンクション(仮称)間において、公共事業と有料道路事業との合併施行方式が導入されました。

##### R5年度の事業内容

- ・調査設計、移設補償、伊川谷<sup>いかわだに</sup>地区ほか改良工事、菅野<sup>すがの</sup>地区橋梁上部工事を推進

##### 事業経緯

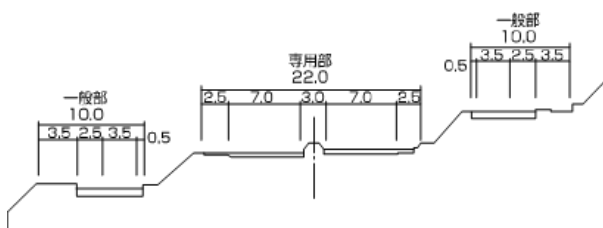
昭和62年度	都市計画決定
昭和63年度	事業化
平成元年度	用地着手
平成3年度	I期期間 <sup>たるみ</sup> (垂水JCT <sup>ながいだに</sup> ～永井谷JCT) 工事着手
平成10年度	I期期間開通
平成11年度	II期期間 <sup>ながいだに</sup> (永井谷JCT <sup>いしがたに</sup> ～石ヶ谷JCT) 工事着手
平成30年度	一般部 <sup>あかしこうみせん</sup> 明石木見線 <sup>せいしん</sup> ～西神5号線開通

##### 計画諸元

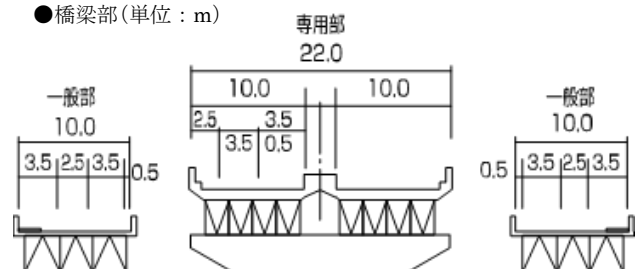
		専用部	一般部
起 終 点	起点	神戸市垂水区名谷 <sup>みょうだに</sup>	
	終点	明石市大久保町 <sup>おおくぼ</sup>	
構造規格		第1種第3級	第3種第2級
設計速度		80km/h	60km/h
延 長		12.5km	8.4km
幅 員		22.0m	10.0m

##### 標準断面図

●土工部 (単位：m)

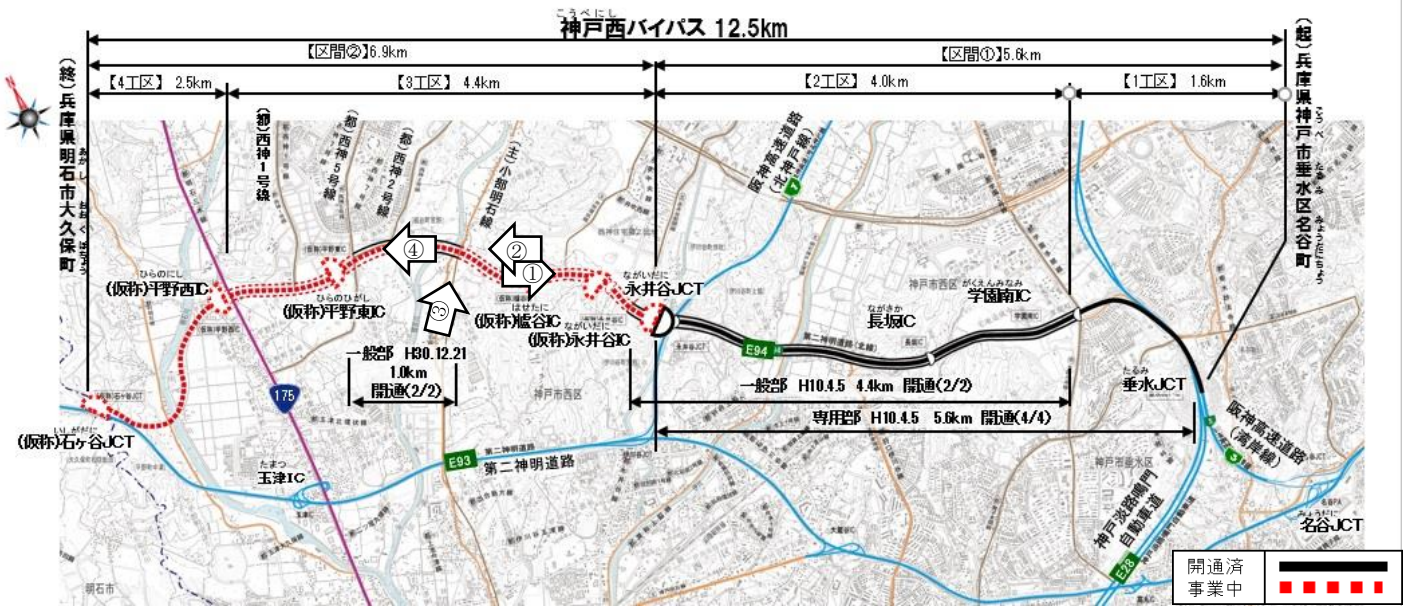


●橋梁部 (単位：m)





位置図



①菅野地区改良状況



撮影：令和5年3月29日

②菅野高架橋建設状況（西向き）



撮影：令和5年3月29日

③菅野高架橋建設状況



撮影：令和5年5月12日

④榎谷地区改良工事～平野東ICの状況



撮影：令和5年3月29日

## ■国道28号 洲本バイパス (6.0km)

### 事業概要

洲本バイパスは、洲本市内の交通混雑の緩和及び交通安全の確保、神戸淡路鳴門自動車道洲本ICへのアクセス強化などを目的として計画された延長6.0kmのバイパス事業です。昭和60年度に事業化し、平成12年4月までに3.6kmを供用しました。

### R5年度の事業内容

- ・令和7年春の全線開通を目指し、調査設計、移設補償、宇山地区改良工事、<sup>うやま</sup>炬<sup>たけのくち</sup>口トンネル工事を推進

#### 事業経緯

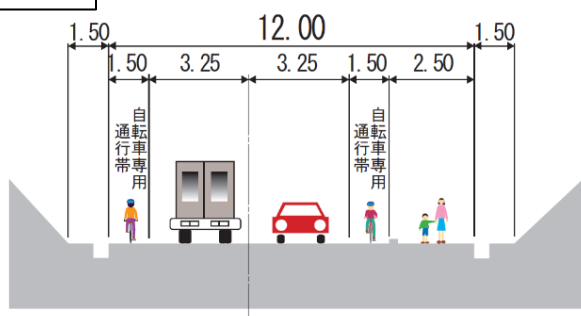
昭和57年度	都市計画決定
昭和60年度	事業化
昭和63年度	用地着手
平成元年度	工事着手
平成10年度	納地区(0.7km)開通
平成12年度	<sup>うやま</sup> 宇山 <sup>おおの</sup> ～大野間(2.9km)開通

#### 計画諸元

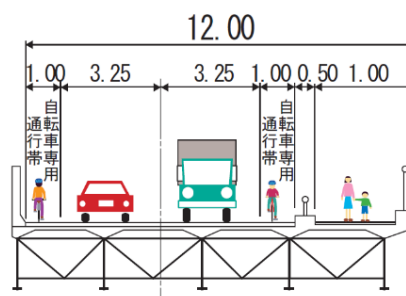
起終点	起点	洲本市 <sup>たけのくち</sup> 炬口		
	終点	洲本市 <sup>おさめ</sup> 納		
構造規格		第3種2級		
設計速度		60km/h		
延長		6.0km		
幅員	一般部	橋梁部	トンネル部	
	12.0～16.2m	12.0m	11.0m	

標準断面図

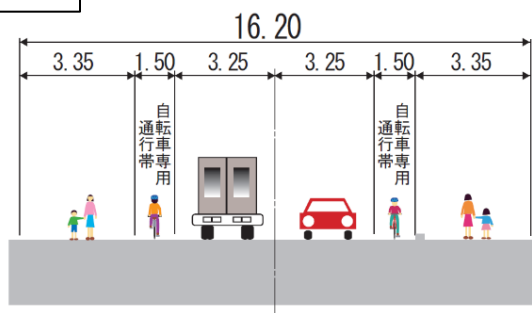
片側歩道部



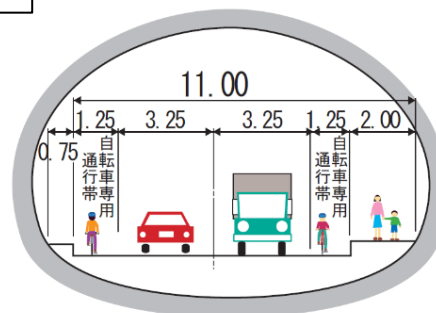
橋梁部



両側歩道部



トンネル部



(単位：m)





## ■国道175号 西脇北バイパス (5.2km)

### 事業概要

一般国道175号西脇北バイパスは、東播丹波連絡道路の一部を形成し、西脇市域と東播地域及び丹波地域へのアクセス性の向上、西脇市域における一般国道175号の交通混雑の緩和、交通安全の確保等を目的とした、西脇市下戸田から同市黒田庄町大伏に至る延長5.2kmのバイパス事業です。平成9年度に事業化し、平成12年度から用地着手、平成18年度に工事着手をしました。

### R5年度の事業内容

- 令和8年春の全線暫定2車線での開通を目指し、調査設計、移設補償、埋蔵文化財調査、下戸田地区ほか改良工事、下戸田地区ほか橋梁上下部工事を推進

### 事業経緯

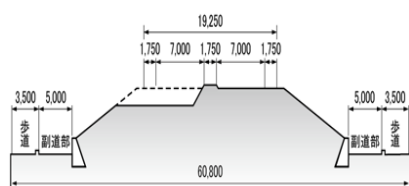
平成9年度	事業化
平成10年6月	環境影響評価手続き完了
平成10年6月	地域高規格道路に指定
平成10年7月	都市計画決定
平成10年12月	地域高規格道路の整備区間に指定
平成12年度	用地着手
平成18年度	工事着手
令和2年度3月	寺内ランプ～おおふし 寺内ランプ間2車線供用(2.1km)

### 計画諸元

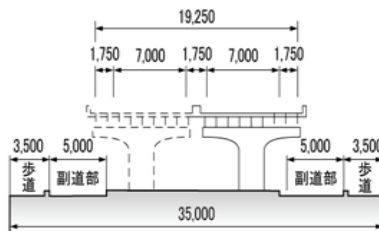
起 終 点	起 点	西脇市下戸田
	終 点	黒田庄町大伏
構造規格		第3種第1級
設計速度		80km/h
延 長		5.2km
幅 員		19.25m

### 標準断面図

●土工部 (単位: mm)

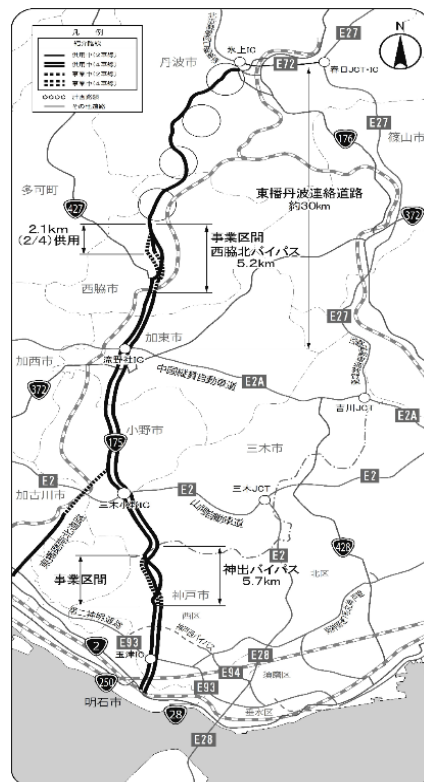


●高架部 (単位: mm)



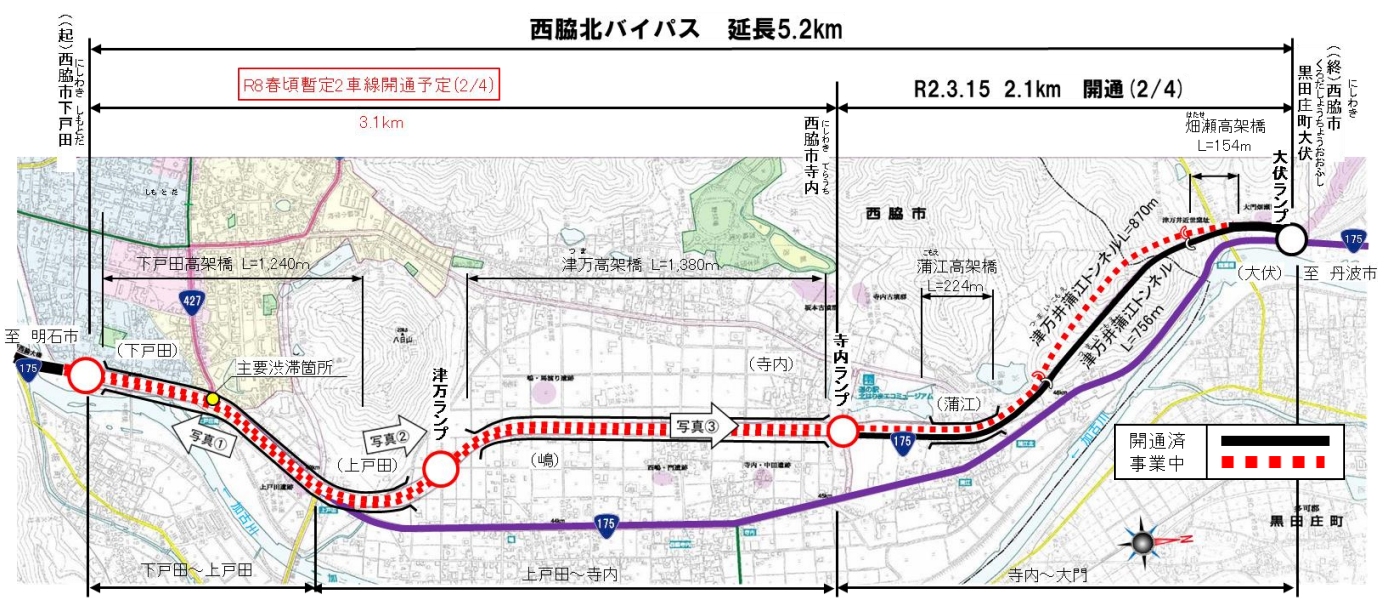
### 東播丹波連絡道路

東播丹波連絡道路は、播磨地域と丹波地域の連携を強化するとともに山陽自動車道、中国縦貫自動車道、北近畿豊岡自動車道と一体となって広域交流ネットワークを形成する延長約30kmの道路で、近畿ブロック及び兵庫県の新広域道路交通計画において「高規格道路」に位置づけられています。





位置図



① 下戸田地区



撮影：令和5年3月28日

② 津方ランプ～津方高架橋



撮影：令和5年3月28日

③ 津方高架橋



撮影：令和5年3月28日

**DX デジタルトランスフォーメーション  
に関する取組**

様々なインフラデータをデジタル化することにより非触・リモート型の働き方へ転換し、抜本的な生産性や安全性の向上を目指して、遠隔臨場の実施を進めます。

遠隔臨場実施状況 R5.3.13

## ■国道175号 神出バイパス (5.7km)

### 事業概要

神出バイパスは、神戸市西区平野町常本の国道175号から分岐し、神出町小束野で現国道へ接続する三木市境までの延長5.7kmのバイパス事業です。神戸市西区神出町域における交通混雑の緩和、交通安全の確保を目的として、昭和61年度に事業化を行いました。平成5年度より工事に着手し、平成10年度までに田井地区の延長0.9kmを暫定2車供用、平成21年3月に小束野地区の延長0.9kmを完成4車供用、平成25年3月に北地区～小束野地区の延長2.2km、平成27年3月に田井地区の延長1.1kmを暫定2車供用しました。

### R5年度の事業内容

- 常本地区ほか用地取得、常本地区周辺整備工事を推進

### 事業経緯

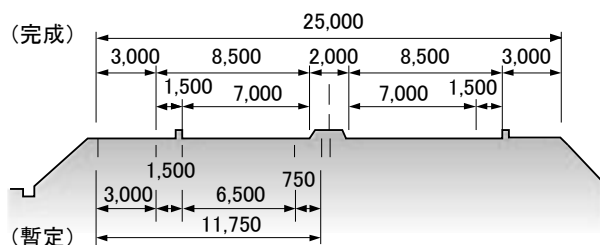
昭和58年度	都市計画決定
昭和61年度	事業化
昭和61年度	用地着手
平成5年度	工事着手
平成10年度	田井地区(0.9km)暫定供用
平成20年度	小束野地区(0.9km)供用
平成24年度	北地区～小束野地区(2.2km)暫定供用
平成26年度	田井地区(1.1km)暫定供用

### 計画諸元

起 終 点	起 点	神戸市西区平野町常本
	終 点	神戸市西区神出町小束野
構造規格		第3種第1級
設計速度		80km/h
延 長		5.7km
幅 員		25.0m

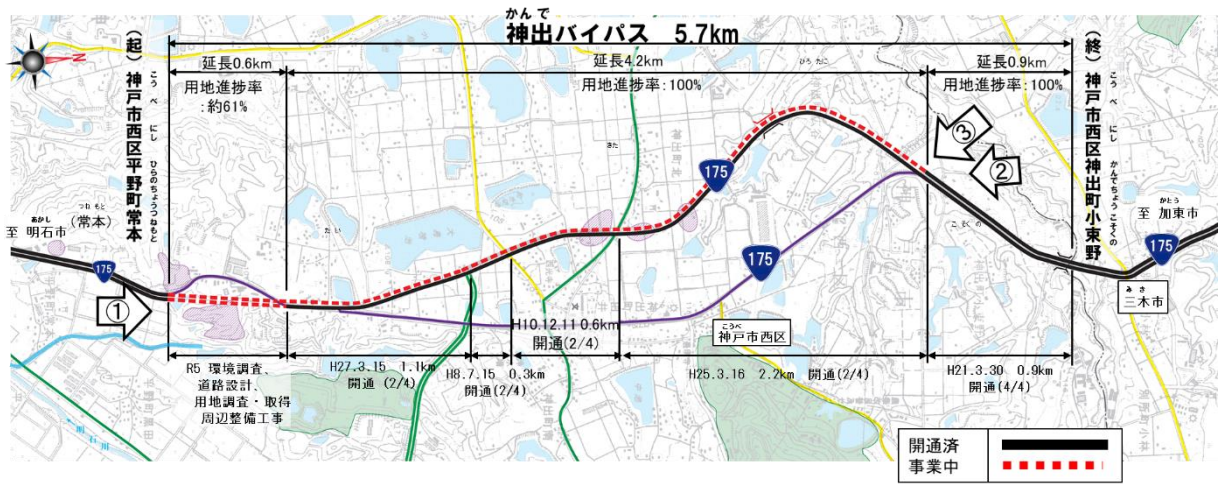
### 標準断面図

●土工部 (単位: mm)





位置図



① バイパス整備予定 (常本地区)



② 暫定 2 車線供用区間 (ひろたに地区)



③ 暫定 2 車線供用区間 (ひろたに地区) 撮影：令和 5 年 3 月 29 日



撮影：令和 5 年 3 月 29 日

撮影：令和 5 年 3 月 29 日



## ■国道176号 名塩道路 (10.6km)

### 事業概要

名塩道路は、西宮市山口町から宝塚市栄町に至る延長約10.6kmの道路です。

国道176号における交通混雑の緩和、交通安全の確保及び異常気象時の通行規制区間の解消を目的として昭和60年度に事業化を行いました。

令和元年度末までに沿道の開発計画等と調整を図りながら、約7.2km（暫定2車線改良済みを含む）を供用したところです。

### R5年度の事業内容

- 赤坂地区ほか用地取得、移設補償、赤坂地区ほか改良工事、生瀬地区橋梁上下部工事、生瀬地区橋梁撤去工事を推進

### 事業経緯

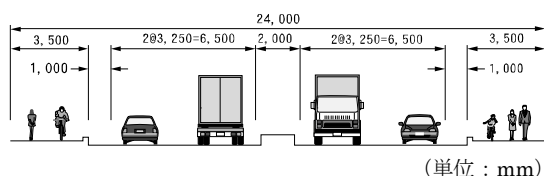
昭和59年度	都市計画決定
昭和60年度	1, 2, 3工区 事業化
昭和61年度	用地着手
昭和63年度	1-1, 1-2工区 事業化
平成3年度	2工区JR西宮名塩駅前部 供用(0.5km)
平成6年度	1-1工区、供用(1.2km)
平成10年度	3工区生瀬東町～栄町地区 供用(0.6km)
平成13年度	3工区新生瀬橋大橋 供用(0.9km)
平成15年度	1-2工区下山口地区 供用(1.2km)
平成17年度	2工区尼子谷橋 供用(0.4km)
平成20年度	2工区木之元地区 一部暫定供用(0.4km)
平成21年度	2工区木之元地区 一部暫定供用(0.3km)
平成27年度	1工区名塩地区 供用(1.4km)
令和元年度	1-2工区大西地区 供用(0.3km)
	2工区 尼子谷地区 供用(0.7km)

### 計画諸元

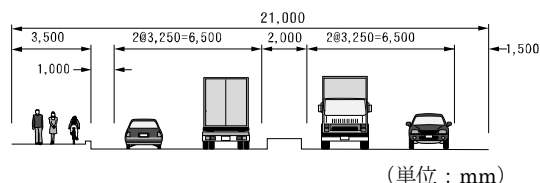
起 終 点	起 点	西宮市山口町上山口	
	終 点	宝塚市栄町3丁目	
構造規格		第3種第2級及び第4種1級	
設計速度		60km/h	
延 長		10.6km	
幅 員	第3種2級区間(両側歩道)		24.0m
	第3種2級区間(片側歩道)		21.0m
	第4種1級区間		24.0m

### 標準断面図

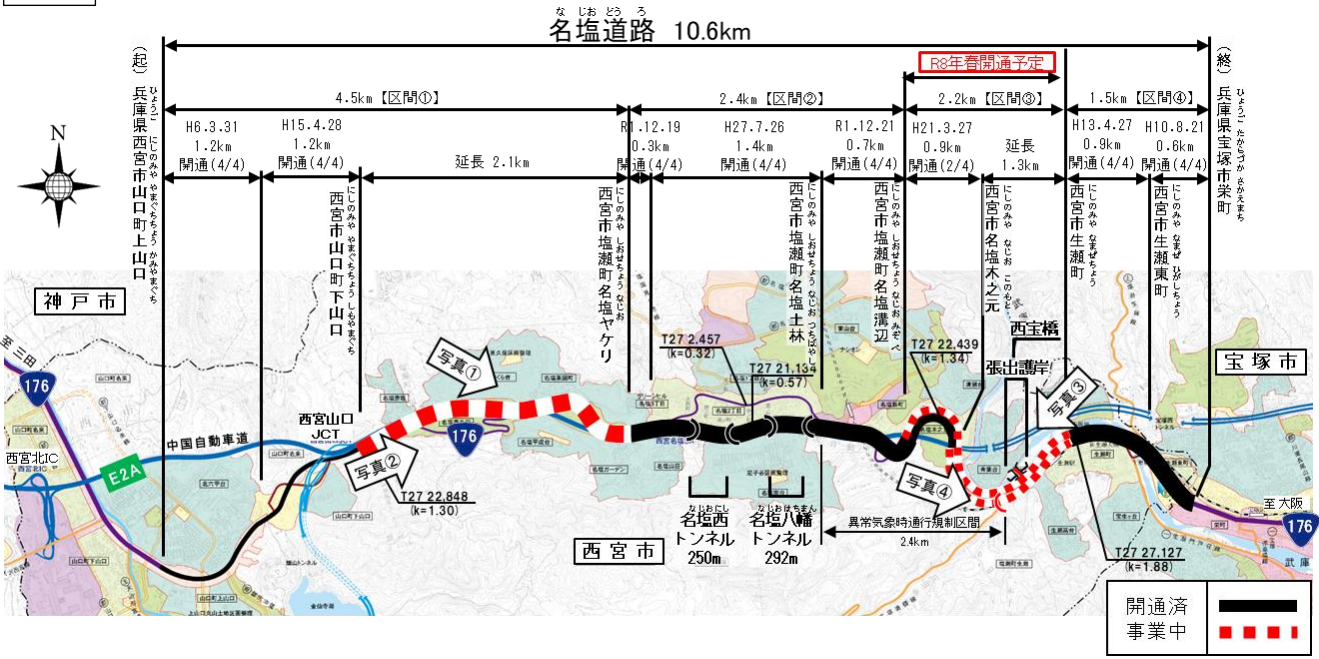
●3種2級の区間（両側に歩道を設置する区間）



●3種2級の区間（両側に歩道を設置する区間）



位置図



① 1-2工区 中国自動車道交差点付近



撮影：令和5年3月28日

② 1-2工区 赤坂地区地すべり対策



撮影：令和5年3月28日

③ 3工区 西宝橋付近



撮影：令和5年3月28日

④ 2工区 生瀬トンネル内



撮影：令和5年2月9日



## ■名神湾岸連絡線 (2.7km)

### 事業概要

名神湾岸連絡線は名神高速道路と阪神高速5号湾岸線を連絡し、阪神高速3号神戸線と国道43号に集中している交通を阪神高速5号湾岸線に分散させることにより、周辺地域の交通渋滞の解消や交通安全、沿道環境の改善を図ります。また、名神高速道路と阪神港をスムーズに連絡し、物流ネットワークの形成を図ります。

### R5年度の事業内容

- ・調査設計、関係機関協議を実施

### 事業経緯

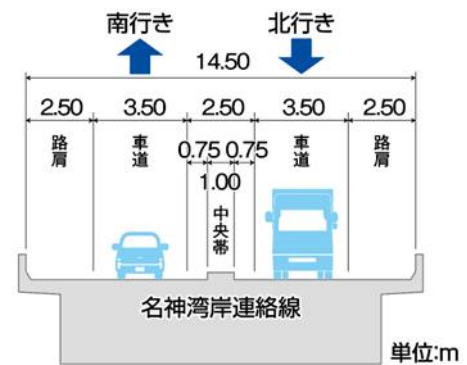
平成10年6月	地域高規格道路 指定
平成25年8月	計画段階評価 着手
平成30年4月	計画段階評価 完了
平成30年8月	環境影響評価 概要書の公告・縦覧
平成31年3月	ルート計画案を国から兵庫県へ手交
令和2年3月	環境影響評価 準備書の公告・縦覧
令和3年2月	環境影響評価 評価書の公告・縦覧
令和3年2月	都市計画 決定
令和3年4月	事業化

### 計画諸元

起 終 点	起点	いまづみずなみちよう 西宮市今津水波町
	終点	にしのみやはま 西宮市西宮浜2丁目
構造規格		A規格ランプ
設計速度		60km/h
延 長		2.7km
幅 員		14.5m(高架部)

### 標準断面図

● 高架部



### 位置図・縦断面





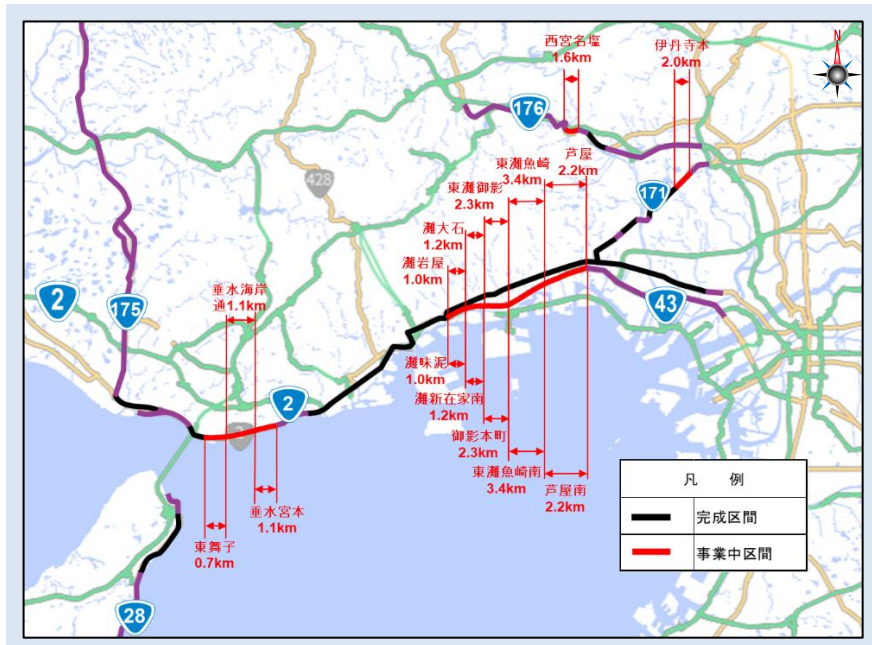
### 3. 無電柱化推進事業

#### ■ 国道2・43・171・176号無電柱化推進事業

##### 事業概要

無電柱化推進事業は、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等に資することを目的として、道路の地下空間を活用して電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝の整備などにより、道路から電柱を無くす事業です。

位置図



箇所名	事業規模	令和5年度予定事業内容
たるみみやもと 垂水宮本電線共同溝	1.1km	調査設計
垂水海岸通電線共同溝	1.1km	調査設計
ひがしまい 東舞子電線共同溝	0.7km	調査設計、支障物移設、本体工事
芦屋電線共同溝	2.2km	調査設計
芦屋南電線共同溝	2.2km	調査設計
ひがしなだうおさき 東灘魚崎電線共同溝	3.4km	調査設計
東灘魚崎南電線共同溝	3.4km	調査設計
ひがしなだみかげ 東灘御影電線共同溝	2.3km	調査設計、本体工事
みかげほんまち 御影本町電線共同溝	2.3km	調査設計
灘大石電線共同溝	1.2km	調査設計
なだしんざいけ 灘新在家南電線共同溝	1.2km	調査設計、本体工事
灘岩屋電線共同溝	1.0km	調査設計、本体工事
なだみどり 灘味泥電線共同溝	1.0km	調査設計、本体工事
伊丹寺本電線共同溝	2.0km	調査設計、本体工事
西宮名塩電線共同溝	1.6km	調査設計

##### ● 整備事例

(整備前)



(整備後)





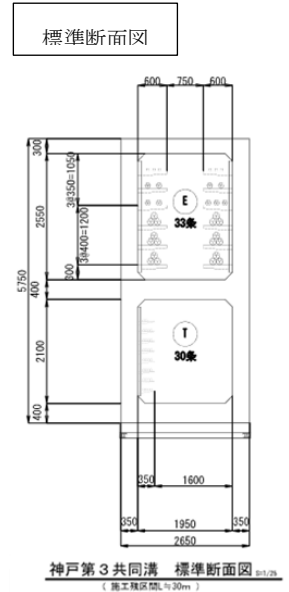
## 4. 共同溝事業

### 共同溝事業

#### 事業概要

兵庫2号共同溝（神戸第3共同溝、神戸灘共同溝）は、兵庫都市圏において道路の掘り返しを防止し、地震に強いライフラインを確保するため、神戸市の中心部と東部地域をつなぐ電力、通信、水道の幹線ルートに収容する共同溝を構築するものです。

事業名	神戸第3共同溝	神戸灘共同溝
事業区間	兵庫県神戸市中央区浜辺通四丁目 ～神戸市中央区波止場町一番	兵庫県神戸市灘区鹿ノ下通二丁目 ～神戸市中央区脇浜町三丁目
整備延長	0.75 km (道路延長0.75 km)	2.56 km (道路延長2.56 km)
R5年度の事業内容	調査設計・本体工事を推進 整備延長0.75 kmのうち 0.03 kmを着手	調査設計を推進



位置図



## 5. 交通安全対策事業

国土交通省では、事業の透明性・効率性を一層高めるため、交通事故対策において、データや地域の声に基づいた「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」の取り組みを進めています。

「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」は、県内で事故が多発する直轄国道を対象に、事故の危険性の高い区間を選定し、重点的に対策を進めていくものです。

交通安全対策事業として、道路における交通環境の改善と交通事故の防止を図るために、歩道の整備および交差点の改良、区画線、標識等の整備を実施します。

### ○交通事故重点対策事業・交通安全施設等整備事業（一種）

#### 位置図



### ■歩道の整備

歩行者の安全な通行空間を確保するため、歩道の整備・拡幅等を実施します。

#### R5 年度事業箇所

・兵庫 28 号交通安全対策	かりや 仮屋地区歩道整備	延長 700m（兵庫県淡路市）
	なかさき 中崎地区歩道整備	延長 200m（兵庫県明石市）
・兵庫 175 号交通安全対策	いなはた 稲畑地区歩道整備	延長 970m（兵庫県丹波市）

### 《歩道整備の主な事例》

- ・国道 28 号 なかさき 中崎地区歩道整備

国道 28 号 なかさき 中崎地区は、下り車線の歩道が未整備であるため、西側の なかさき 中崎小学校への通学児童等歩行者は、国道 28 号を横断して北側の市道へ迂回している状況です。また、その他の歩行者や自転車は、狭い路肩を通行しており、危険な状況です。安全・安心な通行空間を形成するため、歩道の整備を実施します。令和 5 年度は調査設計を行う予定です。

## ■交差点改良

交通事故の多い交差点において、交通事故の削減を目的に、交差点改良を実施します。

### R5 年度事業箇所

・兵庫 28 号交通安全対策

しんうしおぼしきたづめ

新潮橋北詰交差点改良

すもと

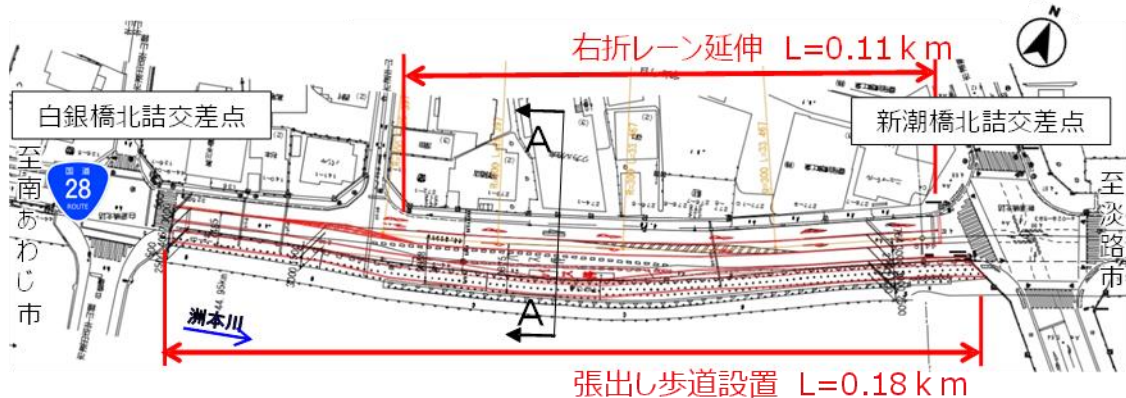
1 箇所（兵庫県洲本市）

### 《交差点改良の主な事例》

- ・国道 28 号 しんうしおぼしきたづめ 新潮橋北詰交差点改良

国道 28 号 新潮橋北詰交差点は、国道 28 号と市道の平面交差点であり、国道直進車両が渋滞に起因する右折待ち車両追突事故が発生している状況であり、事故危険箇所指定されています。

このため、右折レーンを延伸し、右折車の滞留空間を確保することで渋滞の緩和、追突事故の防止を図ります。右折レーン延伸にあわせて、張出し歩道を整備することで、現在、バス乗降者（歩行者）が狭い路肩を通行している危険な状況を改善します。令和 5 年度は、工事を行う予定です。



## ■横断歩道橋の整備

横断歩道橋の快適な利用環境を確保するために、バリアフリー化（エレベーターの設置）を実施します。

### R5 年度事業箇所

・兵庫 43 号交通安全対策

わかみや

若宮歩道橋改良

あしや

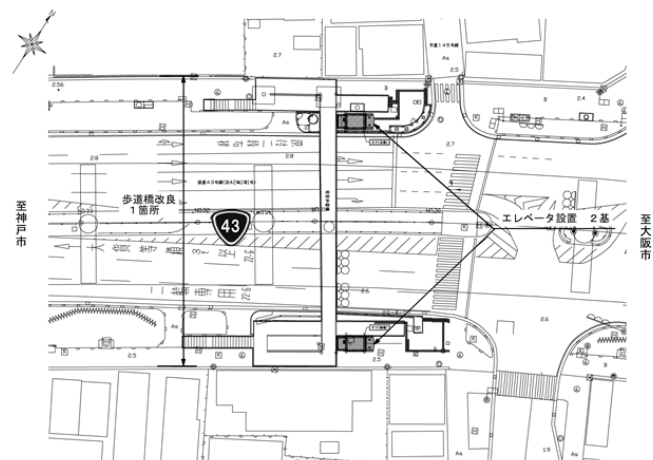
1 箇所（兵庫県芦屋市）

### 《横断歩道橋改良の主な事例》

- ・国道 43 号 わかみや 若宮歩道橋改良

国道 43 号若宮歩道橋改良は、最寄りの阪神電鉄打出駅から交差点西側を横断歩道及び横断歩道橋にて、国道 43 号を横断する形態となっており、芦屋市総合交通戦略の重点施策及びバリアフリー法に基づく特定道路として、既存横断施設の更なるバリアフリー化（エレベーターの設置）が位置付けられています。

令和 5 年度は、調査設計及び工事を行う予定です。





## ■自転車通行空間の整備

安全で安心な自転車通行空間を確保するために、自転車通行帯を整備します。

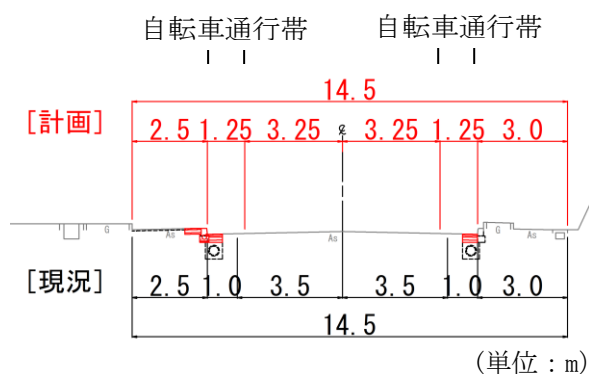
### R5年度事業箇所

- ・兵庫 28 号交通安全対策 あわじしま 淡路島自転車通行空間整備 7.5km (兵庫県淡路市～洲本市)
- ・兵庫 28 号交通安全対策 あわじしま 市地区自転車通行空間整備 0.7km (兵庫県南あわじ市)

## ≪自転車通行空間の主な事例≫

- ・国道 28 号 あわじしま 淡路島自転車通行空間整備

国道 28 号淡路島自転車通行空間整備は、自転車活用促進法に基づき、あわじしま淡路島の豊富な観光資源を生かしたサイクルツーリズムの推進、地域の活用化のため、兵庫県自転車活用推進計画「ひょうごサイクルモデル」に選定された区間（アワイチ）に自転車通行帯を整備します。令和 5 年度は、調査設計を行う予定です。



## ○交通事故重点対策事業・交通安全施設等整備事業（二種）

区画線、道路標識、防護柵等の設置に関する事業を実施します。

## 6. 沿道環境改善事業

### ■ 国道 43 号環境整備

#### 事業概要

国道 43 号の沿道環境の改善のために、遮音壁の設置、環境防災緑地の整備を進めています。環境防災緑地は、緑化による沿道環境の改善を進めるとともに、市街地大火災時における延焼防止、避難通路の確保など、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた兵庫県震災復興計画の重要な施策のひとつである広域防災帯の確保にも寄与しています。



#### R5 年度の事業内容

- ・ 環境防災緑地の調査設計・用地取得・整備工事を実施

#### 沿道環境対策

##### ■ 遮音壁の設置

自動車からの騒音を低減



##### ■ 遮音壁

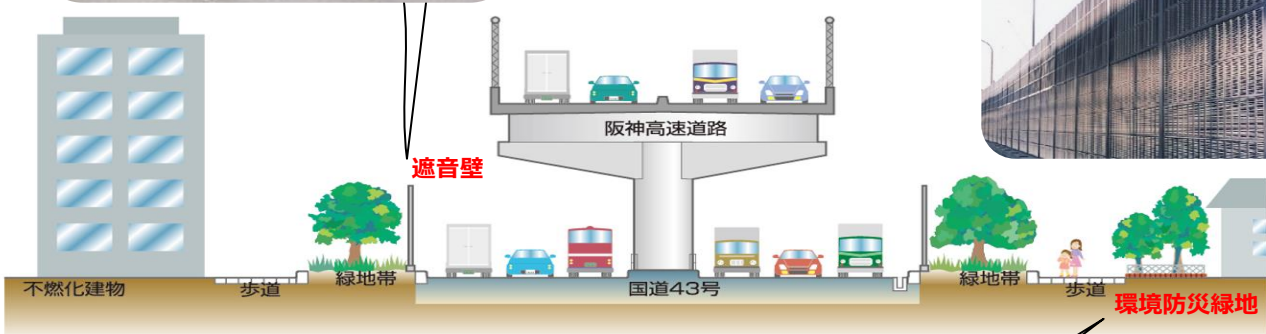
「吸音板+透光板タイプ」



##### ■ 遮音壁「透光板タイプ」



##### ■ 遮音壁「吸音板タイプ」



##### ■ 環境防災緑地

緑化の推進、防災機能の向上

###### 基本型



- 国で管理をし、植栽を中心とした整備を行います。

###### 利用型



- 沿道各市と管理協定を結び、住民の意見を踏まえた整備を行います。



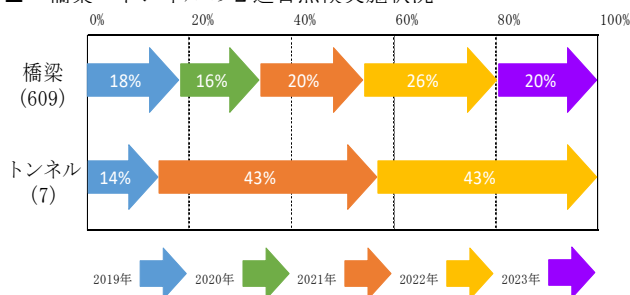
## 7. 維持修繕事業

兵庫国道事務所が管理する橋梁 597 箇所（2m以上）のうち、約 47%が 50 年以上前に建設されており、今後、疲労や劣化等の損傷が深刻になることが懸念されます。

今後、高齢化した道路施設が急増することを踏まえ、これまでのような損傷が深刻化してから行う事後保全ではなく、近接目視により 5 年に 1 回の頻度で点検を行うことで、早期に損傷を発見し、事故や架け替え、大規模な修繕に至る前に対策を行う予防保全に転換し、ライフサイクルコストを縮減させつつ橋梁の長寿命化を推進します。

### 兵庫国道事務所管内における点検実施状況

#### ■ 橋梁・トンネルの 2 巡目点検実施状況



令和 5 年 3 月 31 日時点

#### ■ 1 巡目点検で修繕が必要とされた橋梁の修繕等措置状況

管理者	措置が必要な施設数	措置に着手済みの施設数		点検後 5 年以上経過した施設数	
		うち完了	うち未着手	うち経過済	うち未着手
兵庫国道事務所	34	28 (82%)	24 (71%)	28	0 (0%)

### ■ 橋梁補修、耐震補強

#### 事業概要

橋梁点検により補修が必要な橋梁について順次補修、塗替塗装を行っています。また兵庫県南部地震と同程度の地震に対しても、重大な損傷を防止し緊急輸送道路としての機能を確保するため、橋梁の耐震補強を進めるとともに、車両の大型化に対応した橋梁の補強工事も実施しています。

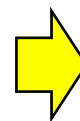
#### R5 年度主な事業箇所

##### 【橋梁補修】

- ・ 国道 2 号
  - 天神橋
  - 浜手バイパス高架橋
  - 長坂高架橋（上）（下）
- ・ 国道 4 3 号
  - とがわ 都賀川橋（上）
- ・ 国道 1 7 6 号
  - しんなませ 新生瀬大橋（上）（下）
  - 名塩橋側歩道橋（下）



損傷状況



補修後



損傷状況



補修後

## ■舗装修繕

### 事業概要

舗装点検要領に基づき、定期点検を実施しています。また、この定期点検結果に基づき、舗装修繕を実施しています。

#### R5年度の主な事業箇所

- ・国道28号 淡路市、南あわじ市域
- ・国道175号 神戸市、三木市、小野市、丹波市域



ひび割れ



施工イメージ（路盤打換工）



施工イメージ（切削オーバーレイ工）

### GX グリーントランスフォーメーション に関する取組

道路照明について、従来の電球等よりも消費電力が大幅に削減できるLEDへの転換を進めています。

管内のトンネル照明のLED化は完了し、令和5年度から順次、道路照明のLED化を進めます。



西脇北バイパストンネル照明LED化

## ■維持作業

道路巡回や点検を通じて確認したデータを蓄積するとともに、道路に異常があれば迅速に対応し、日々の安全管理に努め、構造物、附属物の損傷、老朽化などの機能低下に対処します。また、異常気象による大雨、降雪時による災害の対応（通行止め規制、除雪作業）を行っております。



路面補修



道路巡回



除雪作業（凍結防止剤散布）

## ■道路清掃・植栽管理

路面や排水施設、道路附属物の清掃、街路樹の剪定や高木の伐採、法面の除草などにより、道路環境を安全、快適に保ちます。



側溝清掃



高木伐採



除草

### ★トピック （ボランティア・サポート・プログラム（VSP））

国土交通省では清掃用具等の支給により、国道の清掃・美化活動に取り組むボランティア活動を支援しています。兵庫国道事務所では現在、国道2号11団体、（うち1団体は国道43号も対象）国道28号6団体、国道43号12団体、国道171号2団体、国道175号6団体の計36団体とボランティア・サポート・プログラムの実施に係る協定を締結しています。



小野ガーデニング倶楽部



南あわじ老人クラブ連合会緑支部



### Ⅲ. 防災情報

#### ■異常気象時事前通行区間

異常気象時に被害が発生する恐れのある地域で、事前に規制の基準を定めて通行規制を行い、安全を確保します。

●国道28号



●国道176号



国道28号

規制区間	延長 (km)	規制条件 気象基準値
①淡路市塩尾 ～洲本市安乎町平安浦	1.8	連続雨量 160mm
②洲本市中河原厚浜 ～洲本市炬口	2.9	連続雨量 160mm

国道176号

規制区間	延長 (km)	規制条件気象基準値
③西宮市塩瀬町生瀬 ～大多田橋交差点	0.5	連続雨量 190mm または組合わせ降雨量 連続雨量 160mm 時間雨量 40mm

#### ■道路情報の収集・提供



道路管理用情報収集設備として、ライブカメラなどがあり、収集した情報を道路利用者に提供しています。

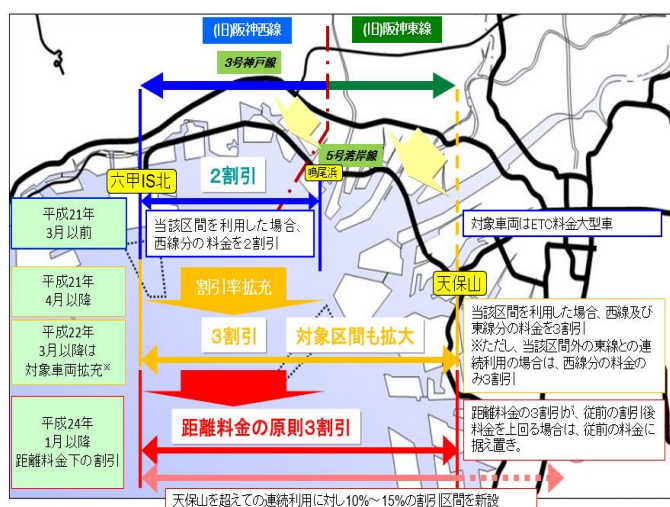
## IV. 国道43号の沿道環境に向けた取り組み

国道43号は、阪神間を東西に結ぶ大動脈として社会・経済の基盤を支えています。しかし、高度経済成長とともに飛躍的に増加した交通により、阪神間の沿道環境が悪化しました。

そこで、遮音壁の設置、環境防災緑地の整備等を推進するとともに、5号湾岸線への交通転換や大型車両の法令違反取締り等を関係機関と協力しながら実施しています。

### ■環境ロードプライシング

国道43号周辺の沿道環境を改善するため、近畿地方整備局・阪神高速道路（株）が協力し、阪神高速3号神戸線と阪神高速5号湾岸線において料金格差を設けることにより、3号神戸線から5号湾岸線への大型車交通の転換を進める「環境ロードプライシング」を平成13年11月1日より試行的に実施しました。



平成21年4月には割引率を3割に拡充、平成22年3月には普通貨物車(車両総重量8t未満)の他、マイクロバス等の対象車両を拡充(ETCコーポレートカード利用かつ事前登録が必要)また対象区間も天保山までに拡大しました。平成24年1月には距離料金導入に対応するため、新しい割引体系となりました。

平成29年6月には阪神高速道路の通行料金改定に伴い新料金となりました。

### ■国道43号通行ルール（兵庫県域）

国道43号沿道の一層の環境改善のために、平成24年3月30日から『国道43号通行ルール（兵庫県域）』の運用を開始しています。

当該通行ルールは、既存の通行に関する各種規制の周知徹底を図るとともに、歩道寄り車線を「環境レーン」に設定し、大型車に中央寄り車線の通行を促すなど、沿道環境に配慮した走行に取り組むことを目的としています。

併せて、国道43号沿道の大気情報をホームページでリアルタイムに提供する取り組みを開始しており、高濃度の際には湾岸線の利用を促しています。

取組内容	
<p>■既存の法・条例の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大型貨物自動車等の夜間22時～翌6時における第3通行帯の通行</li> <li>○ディーゼル自動車等運行規制（兵庫県条例）</li> <li>○黒煙を多量に発散する整備不良車、不正軽油使用車、過積載、許可のない特殊車両の公道走行禁止</li> </ul>	<p>■沿道環境に配慮した走行のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○歩道寄り車線を「環境レーン」とし、大型車は6時～22時における中央寄り車線の通行</li> <li>○阪神高速5号湾岸線の利用</li> <li>○ふんわりアクセルでゆっくり発進</li> </ul>

対象区間：国道43号兵庫県域（尼崎市～神戸市灘区岩屋交差点）



## ■ 尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン

平成 12 年 5 月から、国土交通省（近畿地方整備局・近畿運輸局）および兵庫県警察が連携して、道路の保全とディーゼル車排気微粒子の低減を図るため「尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン」を実施しています。



### キャンペーンの内容

- 排気黒煙検査及び不正軽油検査等の指導取締り（近畿運輸局）
- 特殊車両通行許可違反の指導取締り（近畿地方整備局）
- 過積載違反の指導取締り（兵庫県警察）
- ディーゼル自動車等運行規制の街頭検査（兵庫県環境部）

（写真左：特殊車両通行許可違反指導取締り及び過積載違反指導取締り 写真右：排気黒煙検査及び不正軽油等の指導取締り）

## ■ 交通需要軽減キャンペーン

国土交通省（近畿地方整備局・近畿運輸局）・阪神高速道路（株）・兵庫県警察が連携し、国道 43 号・阪神高速 3 号神戸線沿道の大気環境改善に向けて、阪神高速 5 号湾岸線へ迂回を促す啓発活動として交通需要軽減キャンペーンを実施しています。

令和 5 年度は令和 5 年 2 月 1 日～2 月 28 日の期間実施する予定です。



### 取組内容

#### ■ 広報媒体の活用

- 道路情報板及び交通情報板
- 交差点を中心に看板を設置
- 事務所、出張所に垂れ幕等を設置
- ミニFM放送局（兵庫県警察）
- 道路情報ラジオ（兵庫県警察・阪神高速道路（株））
- ホームページ掲載

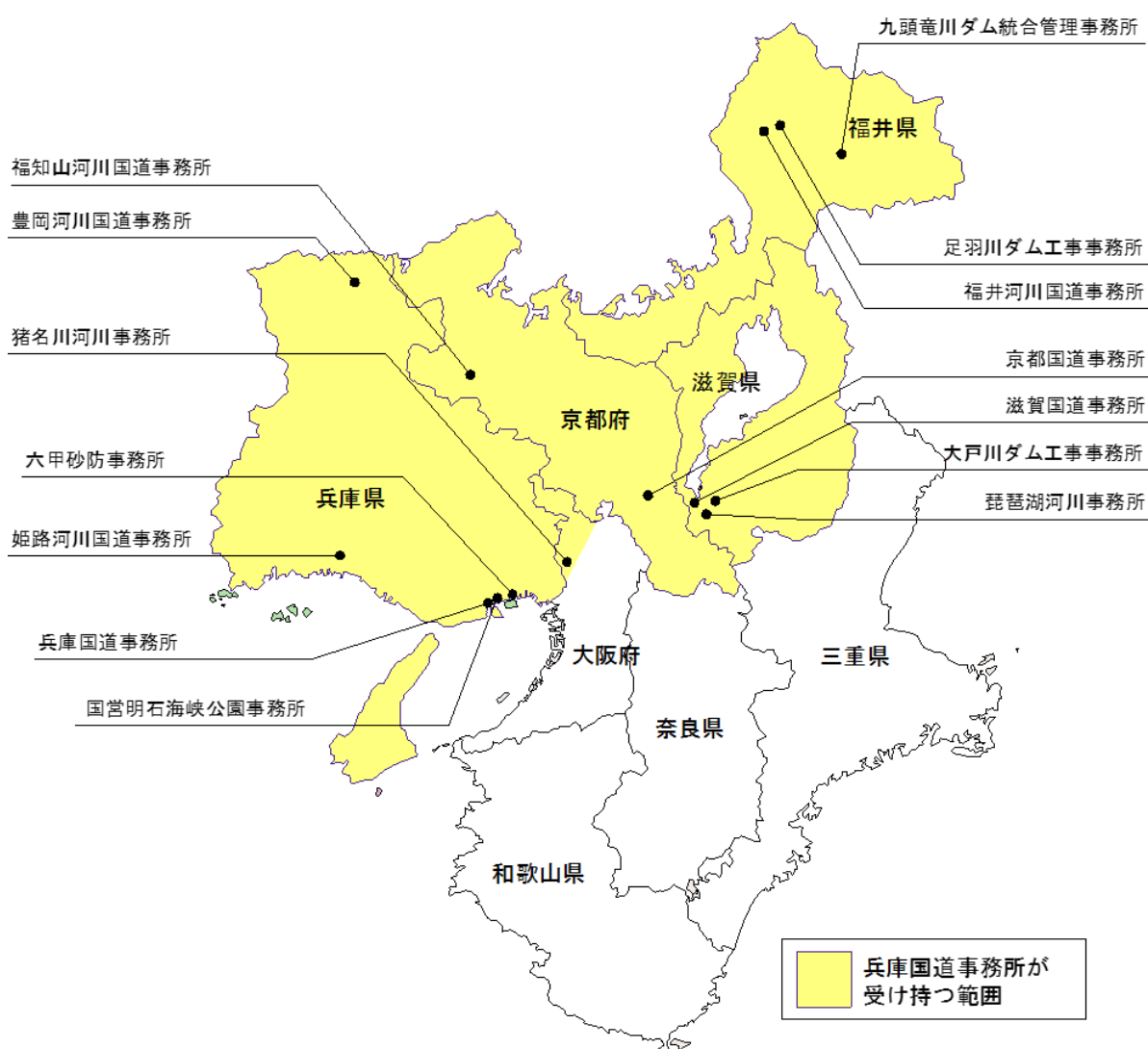
#### ■ トラック協会・商工会議所等へ協力依頼要請

- トラック事業者への迂回輸送の協力要請
- 荷主への迂回輸送の協力要請
- チラシ等の配布
  - ETCコーポレートカード利用会員へ送付（阪神高速道路（株））
  - 阪神高速道路パーキングエリアでの配布
  - 実施機関窓口での配布
  - 実施機関以外の窓口での配布

## V. 土木営繕

兵庫国道事務所は、道路に関する事業のほかに、「土木営繕業務」と呼ばれる建築関係の業務も行っています。土木施設（河川、国道、国営公園）を維持・管理するために必要な建物の新築・増改築・補修等に関する業務です。河川や国道などを維持・管理していくためにはさまざまな施設や装置などが必要です。それらに関連する建物等をつくったり、修繕したりする業務を土木営繕業務と呼んでいます。“営繕”とは“营造”と“修繕”のことで、建物をつくったり修繕したりすることをいいます。

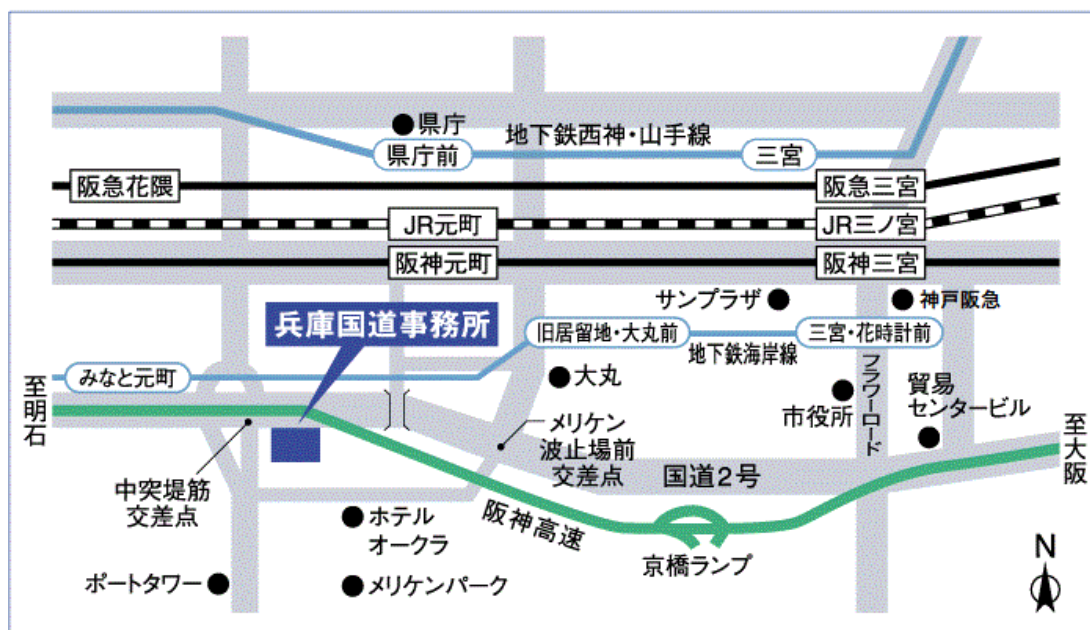
具体的には、各事務所・出張所の庁舎、排水機場、樋門上屋、道の駅、道路維持施設など、さまざまな建物の計画、設計、積算、監督及びメンテナンスなど、その業務は多岐にわたっています。



国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所

<https://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/>

住所	着信先部署	業務内容	電話番号	F A X 番号
〒650-0042 神戸市中央区波止場町3-11	事務所代表 総務課	所内の事務一般	(078)334-1600	(078)334-1998
	経理課	契約事務、物品購入、歳入	(078)334-1601	(078)334-1613
	用地課	土地・物件などの買収・補償	(078)334-1602	(078)334-1655
	工務第一課	道路工事・共同溝工事の設計・積算	(078)334-1603	(078)334-1614
	工務第二課	土木営繕工事の設計・積算	(078)334-1629	(078)334-1614
	計画課	道路の計画、調査、環境対策	(078)331-4498	(078)334-1622
	品質確保課	工事の品質確保、入札及び契約の技術的審査	-	(078)334-1612
	管理第一課 (特殊車両係)	道路の占用、乗り入れ、境界明示 特殊車両の通行許可	(078)334-1610 (078)331-4484	(078)334-1630
	管理第二課	道路の維持・修繕、機械設備・建設機械の整備、道路工事の調整、交通安全施設等の整備	(078)334-1605	(078)334-1633
	防災情報課	災害関係情報の収集 電気通信設備の整備・保安	(078)331-4474	(078)334-1611
〒658-0015 神戸市東灘区本山南町4-1-18	神戸維持出張所	国道2号の維持管理	(078)411-5132	(078)451-4729
〒663-8161 西宮市甲子園春風町5-29	西宮維持出張所	国道43号、171号、176号の維持管理	(0798)35-6470	(0798)23-6674
〒656-0021 洲本市塩屋2-1-57	洲本維持出張所	国道28号の維持管理	(0799)22-1680	(0799)22-4429
〒651-2132 神戸市西区森友1-153	明石維持出張所	国道2号、28号、175号の維持管理	(078)928-5820	(078)921-0363



<b>道路緊急ダイヤル</b> 全国共通 電話番号 <b>#9910</b>	道路の異常を発見したらお知らせ下さい 落下物 落石 雪崩 路面の 道路施設 落木 気象災害 穴ぼこ の破損 など 運転中の通話は道路交通法により禁止されています。 安全な場所に停車してからのご連絡をお願いします。
--	--